

【ABC 消費者情報 Vol. 52】

■開運商法にご用心！

人の悩みや信仰心に付け込み、開運するために必要と言って高額な印鑑やブレスレットなどの商品を売りつけたり、除霊と称して高額な祈祷料や献金をだまし取る手口です。

■相談事例

○雑誌広告を見て、願いが叶うパワーストーンを購入した。効果がなかったため連絡すると、さらに身代わり人形の購入とお祓いを30万円で勧められた。早くしないと悪いことが起きると急かされる。

○雑誌広告を見て、姓名判断の占いに行ったところ、名前がよくないが印鑑を作ると運勢がよくなると言われ、3本12万円で契約。高額なため、後で解約を申し出るが占い師から説得された。

■主な勧誘方法

雑誌の広告、新聞の折り込み広告、人生相談会、ネットの運勢サイト、路上での占い、ヒーリングサロン など

■アドバイス

○「開運」「願いが叶う」などのうたい文句に科学的根拠はありません。惑わされないようにしましょう。

○「このままでは不幸になる」などと不安をあおられたり、「開運」に関する高額な商品、サービスを勧められたりしたら要注意

○「効果がなければ返金」と広告に書かれていても、実際には返金に応じないことが多いです。

○業者のセールストークや勧誘方法に問題がある場合は、契約の無効や取り消しができる場合があります。

○勧誘時に不安や恐怖を感じる事があれば消費生活センターに相談しましょう。

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター
〒890-0063 鹿児島市鴨池二丁目 25-1-31
電話 099-258-3611